平成30年3月29日制定 [こども部こども育成課]

(目的)

第1条 この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第19条に基づく幼保連携型認定こ ども園に対する指導監査(以下「監査」という。)の実施に関し必要な事項を定め、幼保連携 型認定こども園の運営状況について、質問、立入り及び検査を実施し、必要な助言又は指導を 行うことにより、小学校就学前の子どもに対する教育・保育の提供等の適正かつ円滑な実施の 確保を図ることを目的とする。

(監査の趣旨)

第2条 監査は、郡山市幼保連携型こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を 定める条例(平成26年郡山市条例第33号。以下「条例」という。)、幼保連携型認定こども園 教育・保育要領(平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号。)等の遵守 状況を確認し、公正かつ適切な措置をとるためにこれを行う。

(監査方針)

第3条 こども部長は、効果的な監査を行うため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について(平成27年12月7日府子本第373号・27文科初第1136号・雇児発1207第1号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)に定める監査事項及び前年度の監査の結果を踏まえ毎年度当初に当該年度の監査方針を策定する。

(監査の実施機関等)

第4条 監査の実施については、こども育成課が所掌し、こども育成課及び保健福祉総務課の職員(以下「職員」という。)が行う。

(監査の方式)

- 第5条 監査の方法及び手続きは、次のとおりとする。
 - (1) 市長は、監査対象となる施設の設置者等に対して、実施日時及び場所等についてあらかじめ通知するものとする。ただし、緊急に監査を実施する必要があると判断した場合には、監査の当日に通知を行うことができる。
 - (2) 市長は、条例及び要領の遵守状況等の確認について必要があると認めるときは、設置者等に対し、報告若しくは帳簿等の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該事業者等の当該施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。
 - (3) 監査の実施に当たっては、2名以上の職員をもって構成する監査班が行うものとし、そのうち1名は、係長相当職以上の者とする。
 - (4) 監査は、原則として毎年実施する。

(監査結果の通知)

第6条 市長は、監査の結果については、文書により通知するものとする。この場合において、 改善を要する事項があると認められる場合には、改善結果の報告を文書で求めるものとする。 (監査後の行政上の措置) 第7条 市長は、監査の結果、認定こども園法又は認定こども園法に基づく命令若しくは条例の 規定の違反等が認められた場合には、認定こども園法第20条に掲げる改善勧告及び改善命令、 第21条第1項に掲げる事業停止命令及び第22条第1項に掲げる認可の取消しの規定に基づき、 次に掲げる行政上の措置をとるものとする。

(1) 改善勧告

市長は、認定こども園法又は認定こども園法に基づく命令若しくは条例の規定の違反等の事 実が確認された場合、当該施設設置者等に対し、期限を定めて文書により基準を遵守すべきこ とを勧告し、期限内に文書により報告させるものとする。

(2) 改善命令

市長は、当該設置者等が前項の改善勧告に従わず、かつ、園児の教育上又は保育上有害であると認められるときは、当該設置者等に対し、期限を定めて文書により、その改善勧告に係る措置をとるべきことを命令し、期限内に文書により報告させるものとする。

(3) 事業停止命令

市長は、当該設置者等が認定こども園法又は認定こども園法に基づく命令若しくは条例の規定に故意に違反し、かつ、園児の教育上又は保育上有害であると認められるとき又は前項の改善命令に違反したときは、当該設置者等に対し、幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

(4) 認可の取消し

市長は、当該設置者等が前項の処分に違反した場合には、認定こども園法第17条第1項の認可を取り消すことができる。

(聴聞等)

第8条 監査の結果、当該設置者等が改善命令又は認可の取消し(以下「取消処分等」という。)に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会を付与するものとする。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。